

第 7 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3 年 7 月 1 6 日（金） 午後 1 時 3 0 分

- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

- 3 議案
 - (1) 議案第 2 9 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件
 - (2) 議案第 3 0 号
農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件
 - (3) 議案第 3 1 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件
 - (4) 議案第 3 2 号
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
4番	金沢	和則	5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男
7番	緑川	喜友	8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重

農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

欠席委員 なし

事務局	事務局次長兼農地管理係長	吉田	慶司
	書記	矢内	康裕

あることから、定期的に里帰りし管理していましたが、高齢となり遠方でもあることから、農地として利用、管理することが難しくなり、申請地の隣接地で農業を営んでいる譲受人に贈与する事となりました。譲受人は家族で農業を営んでおり移転後も農地として利用管理するとのことです。

以上、調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしくをお願いします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第29号 農地法第3条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第30号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 続いて、議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局次長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが事業計画者は植林敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

農地法第4条第1項番号2についてですが事業計画者は住宅通路敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

・議 長 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査した緑川一男委員に報告を求めます。

・緑川一男委員 農地法第4条第1項1番の転用許可申請の現地調査の結果を報告いたします。

調査日は令和3年7月6日午前9時30分から当該地にて吉田事務局次長、矢内主事、申請人の〇〇〇〇、最適化推進委員の添田勉さんと私の5名で実施しました。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇の信号機から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面に約10km行き北側へ200mくらい行った〇〇〇〇〇〇〇〇、畑378㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇559㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇427

ほどよろしく申し上げます。

- ・ 議 長 只今報告のありました農地法第4条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。
- ・ 金沢和則委員 許可云々の話ではないですけど、事務局に確認したいのですけれども、これが4条で本当にいいのですか。理由が住宅の所有者は本人ではないですよ。建物は息子さんの名前ですよ。県から何か補正とか来ていますか。
- ・ 事務局次長 県から補正は来ていますが、その点には県から指摘はありません。
- ・ 金沢和則委員 あとは、申請書が漏れているところで、特になし、特になし、特になしとこの書き方は県から指摘されていないですか。それと、事業計画書のところが一部間違っています。それとそもそもが進入路75㎡と1筆丸々進入路になっていますけど、計画図を見ると分かるように75㎡全部が進入路になっているわけではないですよ。この書き方でいいのですか。もうひとつ本人申請になっていますけれど本当に本人が作ったものですか。
- ・ 事務局次長 今ご指摘の件ですが、確認をさせていただきまして、後日回答ということによろしいでしょうか。
- ・ 金沢和則委員 転用を認めないわけではないけれども、このやり方はおかしいじゃないかと思います。
- ・ 議 長 その他ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議のないものと認め、議案第30号 農地法第4条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第31号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・ 議 長 続いて、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局次長 (議案朗読)
農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は資材置場を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

- ・議 長 議案第32号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局次長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
(「異議なし」の声あり)
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第32号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号74を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時15分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年7月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 2番

_____ 3番